

議案第 35 号

四万十町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 3 月 7 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険診療所条例（平成 18 年四万十町条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の表大正診療所の項中「午後 6 時」を「午後 5 時」に改める。

第 14 条第 1 号中イを削り、ウをイとする。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。